

市民の声(FAX、Eメール)

件名	一時保育（リフレッシュ保育）の事業内容の変更について
受付日	平成25年4月9日
担当課	児童家庭課
内容	一時保育への意見
回答	<p>一時保育事業につきましては、これまで、子どもの庭保育園に事業委託し、非定型的保育・緊急保育・リフレッシュ保育を1日の定員10名で実施してきました。しかし、保護者の皆様からの一時保育の利用希望が増えてきたため、5月から、リフレッシュ保育を東部保育園内でも定員を概ね6名として実施することといたしました。これにより、子どもの庭保育園での非定型的保育・緊急保育と合わせて、全体の定員は16名と拡充させていただくものです。</p> <p>なお、リフレッシュ保育の保育時間については、午前9時30分から午後3時30分までとさせていただきました。これは、これまでのリフレッシュ保育の利用状況や、お預かりをさせていただくお子さんのことを考慮して設定させていただきました。また、保育料については、一時保育を利用される時間が、保護者の方のご都合によりそれぞれ異なりますので、1回あたりの日額としての料金設定としています。</p> <p>今後も、多様化する保育ニーズにできる限りお応えできるよう努めてまいりますので、よろしくお願ひします。</p>

市民の声(FAX、Eメール)

件名	野寄テニスコート
受付日	平成25年4月15日
担当課	生涯学習課
内容	砂が少ない。メンテナンスをしっかりとしてほしい。
回答	<p>テニスコートへの補充につきましては、ソフトテニス協会にコートの状況により砂の補充をお願いしています。しかし、現在は補充用の砂が無いことからコートの砂が少ない状態となっています。</p> <p>ご指摘の点につきましては、市としましても市民の方に施設を良好な状態で長く使用していただくためにも早急に、補充用の砂を購入して対応いたします。</p>

市民の声(FAX、Eメール)

件名	市民病院について
受付日	平成25年6月18日
担当課	健康課
内容	岩倉市民病院を設立して下さい。近くに総合病院がほしいです。
回答	<p>岩倉市には、現在52か所の医療施設（病院1、医科診療所23、歯科診療所27、休日急病診療所1）があり、市民の皆様の身近な医療施設としての役割を担っていただいています。これら施設の診療科については、内科、外科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、産婦人科の他、ここ数年では、心療内科、泌尿器科、整形外科も充足されほとんどの診療科が開業されている状況です。</p> <p>また、休日・夜間等の救急医療体制として、尾張北部の3市2町で連携して、救急患者の受け入れ体制を確保しています。</p> <p>岩倉市民病院を作ってほしいというご提案をいただきましたが、市民病院の運営については非常に多くの経費が必要となり、他市の市民病院についても、その多くが赤字経営となっているのが実情です。また、最近では医師不足等の問題もあり多くの総合病院、公立病院で規模縮小や統廃合の動きもみられるところです。市内には病院は1施設ですが、近隣の小牧市民病院、一宮市民病院、江南厚生病院など、いずれも総合病院として診療科が充実しており、岩倉市からは車で15～20分程の距離であり比較的近い状況です。こうしたことから、岩倉市としては、現在のところ市民病院を建設することは、考えておりませんのでご理解いただきたいと思えます。なお、市としては開業医と近隣の総合病院の病診連携の推進を図りながら市民の皆様安心して医療が受けられるように努めてまいりますのでよろしくご願ひ申し上げます。</p>

市民の声(FAX、Eメール)

件名	薬剤の交換の周知について
受付日	平成25年7月8日
担当課	行政課
内容	自宅用消火器の薬剤充填を行えないか。
回答	<p>地域の防災訓練で使用した消火器については、自主防災会に配備したものを優先的に詰替えを実施しています。個人の自宅用消火器の詰替え等については斡旋のルール化について具体的な予定は現在のところありませんが、状況に応じてご相談させていただきたいと思います。</p>

市民の声(FAX、Eメール)

件名	コンシェルジュについて
受付日	平成25年7月2日
担当課	秘書課
内容	コンシェルジュ研修看板の目的について
回答	<p>コンシェルジュ研修の看板の目的は、職員の接客研修の一環として実施していること、また、新しいサービスに取り組んでいることを周知するために設置しています。</p> <p>コンシェルジュという言葉自体が耳慣れないこともあり、「岩倉市コンシェルジュ研修実施中」の看板内には「手続きの窓口までご案内します」と言葉の意味を補足し、また、ポスターやチラシ等でこのコンシェルジュ研修の趣旨を周知しているところです。</p> <p>今後も、良質な行政サービスの提供を目指し、職員の接客能力向上に努めてまいります。</p>

市民の声(FAX、Eメール)

件名	さくらの家の卓球利用について
受付日	平成25年7月9日
担当課	介護福祉課
内容	さくらの家の大会議室を卓球で利用する際に、1部屋単位でしか利用できないため、卓球台1台単位で貸出してほしい。
回答	<p>さくらの家の大会議室は、午前、午後それぞれの使用料は700円としております。また、分割して貸出す部屋ではありませんので、大会議室を少人数で使用する際も、700円とさせていただきます。会議室の料金を卓球台のみの料金に改定することは、他の利用との公平性を欠くことから、現在のところ考えておりません。</p> <p>また、大会議室は、毎週金曜日の午前中と第2、第4土曜日の午後は無料で開放しておりますので、その際は有効的にご利用いただければと思います。</p> <p>なお、岩倉市総合体育文化センターでは、大人1人2時間100円で卓球室を利用できますので、少人数で卓球をしたい場合は、安価でご利用いただけます。</p> <p>今後も、より多くの方々にさくらの家をご利用いただけるように運営してまいりますので、ご協力をお願いいたします。</p>

市民の声(FAX、Eメール)

件名	五条川の危険について
受付日	平成25年7月22日
担当課	商工農政課、都市整備課
内容	桜の枝が落ちてきそうで危険。落ちた枝や雑草が川原にそのままになっている。
回答	<p>岩倉市では、日本のさくら名所百選に選ばれている五条川の桜並木の保全・整備を行うため、業者に委託するとともに五条川桜並木保存会の皆さんとの協働により、支障枝や枯れ枝の剪定作業を計画的に行っております。しかし、ご意見にありましたように特に枯れ枝については落下など危険が伴う場合があると認識しておりますので日頃から注意・点検を心掛けて作業を進めていきたいと考えております。</p> <p>除草に関しては、岩倉市にて2回、河川管理者である愛知県一宮建設事務所によって1回の計3回を6～11月の間に行っております。</p>

市民の声(FAX、Eメール)

件名	歩きタバコ
受付日	平成25年8月9日
担当課	環境保全課
内容	歩きタバコ禁止条例をつくってほしい
回答	<p>岩倉市では、清潔で美しいまちづくりの推進や良好な生活環境の確保を図るため、平成14年4月1日から「岩倉市清潔で美しいまちづくり条例」を施行し、その中では、歩きタバコの禁止や路上禁煙地区の指定はしていませんが、タバコの吸い殻を捨てることについては、禁止しております。</p> <p>社会的に禁煙・分煙の風潮が進むなかで、岩倉市は、市の管理する岩倉駅東西地下連絡道内の全ての灰皿を撤去し、また、名鉄岩倉駅においても駅東側の喫煙コーナー及び西側休憩所の灰皿を撤去するなどの措置が講じられているところです。</p> <p>しかしながら、現在も歩きタバコをする一部の駅の利用者のために迷惑や危険性を感じている人がいることも確かです。平成23年度に行った駅西及び駅東広場における朝晩の歩行喫煙者割合の調査では、歩行喫煙率は通行人6,307人中69人と、1.09%でありました。ご提案のありました、路上禁煙地区の指定については、近隣の自治体の動向等を調査していきたいと思いますが、まずは喫煙者のマナーやモラルを高めていくため、広報や看板の設置等による啓発活動を推進していきたいと考えています。</p>

市民の声(FAX、Eメール)

件名	野寄テニスコートについて
受付日	平成25年9月10日
担当課	生涯学習課
内容	当日受付をテニスコートの管理人がいる場合、管理事務所にて行えるようにしてほしい。扱う現金は少額であり、管理人は大人が対応している。
回答	<p>現在、野寄テニスコートは、2日前までに申請、使用料の納付で許可書を発行しております。許可書をもとにシルバー人材センターから管理人を1名配置してコートを使用していただいております。管理人は、テニスコートとグラウンドの管理をしています。</p> <p>本市では、総合体育文化センターが開館したとき、テニスコート・中央公園グラウンドなど運動ができる施設の受付・許可の業務を1本化するため総合体育文化センターで業務を行っています。</p> <p>当日の空き状況で利用を望まれる方には、総合体育文化センターで受付・許可をし、使用していただいております。</p> <p>テニスコートの使用料は、金額の少額にかかわらず公金であり、管理には十分な注意が必要と考えています。</p>

市民の声(FAX、Eメール)

件名	総合体育文化センター多目的ホールの稼働椅子について
受付日	平成25年9月26日
担当課	生涯学習課
内容	総合体育文化センター多目的ホールの稼働椅子の1段目が高いので補助踏み台があるとよいのではないかと問い合わせがありました。
回答	<p>総合体育文化センター多目的ホールの椅子は、電動式の稼働椅子になっており、1段目は25cmの段差、2段目以降は12cmの段差があります。</p> <p>1段目の段差解消のため、持ち運びができる段差解消の踏み台を設置できるようにします。</p>

市民の声(FAX、Eメール)

件名	生涯学習センターで行われるサークル活動等について
受付日	平成25年10月18日
担当課	生涯学習課
内容	サークル活動等の状況の資料がほしい
回答	<p>生涯学習センターを拠点に活動するサークルに関しては、生涯学習サークルとして登録し、それらの活動状況を年1回の広報紙及び生涯学習センターホームページにて紹介しております。また、生涯学習講座に関しましては、年2回の広報紙と生涯学習センターホームページにて募集案内をしております。</p> <p>一方で、生涯学習センターの利用においては、個人的な利用や営利的な利用など様々な利用がございますので、それら全てについて紹介する考えはございません。</p>

市民の声(FAX、Eメール)

件名	市民体育祭への提案
受付日	平成25年11月19日
担当課	生涯学習課
内容	全区へのゼッケンを廃止し、色、柄が相違されたビブスを配布し町名を前後に入れる。リレーのほか各競技で自分の町が出場している事がよくわかり、応援に熱が入る。
回答	<p>リレー競技で、近年メッシュベストにゼッケンを付けて参加される区が増えていることから、平成24年度に「この際、出場する区はすべてそのスタイルで参加し、ゼッケンはそのまま各区で保管することにしてはどうか。」という提案がありましたので、各区長にアンケートを取りました。その集計結果は、</p> <p>1 メッシュベストを用意し、ゼッケンもあわせて区で保管することができる 8票 2 メッシュベストを用意することは難しいが、ゼッケンは区で保管してもよい 3票 3 従来の取り扱いを変える必要がない 11票 4 その他 3票 でした。</p> <p>市としましては、</p> <ol style="list-style-type: none">① すでにビブスを購入保管している区がある② 集計結果の「従来の取り扱いを変える必要がない」が11票③ ビブスの色、柄が30種類も無い④ 競技種目で参加対象者が一般の種目は、100名の参加を見込んでおり、町名ごとのビブスを用意・配布・回収することは競技の進行を遅らせることが考えられる <p>そうしたことから、今の取り扱い方法で行っていきたいと考えていますのでよろしく願いいたします。</p>

市民の声(FAX、Eメール)

件名	死亡時の各種手続について
受付日	平成25年12月17日
担当課	市民窓口課
内容	死亡届提出後の諸手続が岩倉市で、当日、一括にできるようにしてほしい。
回答	<p>行政の手続が「たらい回し」になりがちであるというご批判があることは、私どもも認識をしております、市に関する手続をできる限り市役所1階に集約するように努力をしております。</p> <p>一方で、現行の法律・制度の中では、市の裁量でできる業務が定められており、他に国の機関が行う業務、県が行う業務がそれぞれに定められています。国も県もそれぞれに業務を行う事務所を構えていますが、一定の人口規模や面積、地域区分などで決められており、全ての市に全ての事務所が設置されているわけではありません。</p> <p>年金事務所は、国の機関であり、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町が管轄であり、岩倉市よりも規模が大きい、犬山・江南・稲沢の各市にも窓口がありません。税務署も同様で本市よりもはるかに規模の大きい春日井市にも窓口がありません。また、過去に警察署を設置していただくように県に要望したこともあります。が、基準に満たないと回答をいただいた経緯もあります。</p> <p>ご要望が切実であることをご推察いたしますが、岩倉市や岩倉市民だけでの意見では、ご要望を満たすことができないことをご賢察いただきますようお願い申し上げます。</p>

市民の声(FAX、Eメール)

件名	保育料の納付
受付日	平成26年1月17日
担当課	児童家庭課
内容	保育料の納付について、利用可能な金融機関が限られすぎではないか。
回答	<p>ご意見をいただきました、利用できる金融機関についてですが、岩倉市の指定金融機関及び指定代理金融機関で取扱いをしています。この指定金融機関及び指定代理金融機関は岩倉市内に支店がある金融機関です。このため、岩倉市内に店舗がない金融機関は取扱いができません。</p> <p>なお、ゆうちょ銀行については、今後、口座振替ができるように検討いたします。</p>

市民の声(FAX、Eメール)

件名	図書館の本の返却場所について
受付日	平成26年3月26日
担当課	生涯学習課
内容	本を返す場所を増やしてほしい。江南駅には改札に返却ポストがある。
回答	<p>図書館では利用者の利便を図るため、図書館以外の返却場所として、生涯学習センターと岩倉市役所1階に返却ポストを設置しています。</p> <p>提案にありました駅改札口に返却ポストを置くことは設置時にも検討しましたが、岩倉駅の場合、東西を結ぶ地下通路として24時間通行が可能であり、江南駅のように終車後シャッターを下ろす駅とは違うため、目の届く生涯学習センター内に返却ポストを設置しました。</p>